

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目7番9号
明豊ファシリティワークス株式会社
代表取締役社長 大 貫 美

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会前日の当社営業時間終了時（平成29年6月26日（月曜日）午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時（開場9：30）
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目7番9号
J A 共済ビル1 F カンファレンスホール
3. 目的事項
報告事項 第37期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。尚、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meiho.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調がみられましたが、為替相場変動に伴う影響や中国を始めとするアジア新興国などの海外景気の下振により、依然として先行き不透明な状況のまま推移しました。

建設業界では、建設費の高騰や、東京五輪開催施設に関する建設費決定プロセス、豊洲市場に関する意思決定プロセス等に関する問題について、繰り返し報道されました。

このような状況の中で、創業以来「フェアネス」と「透明性」を貫き、「顧客側に立つプロ」としてお客様のお役に立つ事を基本理念とし、当社のCM（コンストラクション・マネジメント＝発注者支援サービス）は、顧客本位の原点に立ち、プロジェクトのプロセスと関連する情報のすべてを可視化することで、「品質、スケジュール、コストの最適化」を提供しております。

当社は、国土交通省が行う「多様な入札契約方式モデル事業支援事業者」に当事業年度も応募し、3年連続で受託しました。当事業年度は、香川県善通寺市の庁舎建設に係るモデル事業の支援事業者に選定されております。

このモデル事業の支援を通じてわが国におけるCM方式の普及に貢献する傍ら、他の地方公共機関からの引き合いについて、発注者支援型CM方式の実績を着実に積み上げております。このような中で、長野県塩尻市の新体育館建設事業CM業務委託（その1）における公募型プロポーザルと、東京都世田谷区の本庁舎等設計業者選定準備支援業務委託のプロポーザルに応募し、当社が受託候補者として選定されました。今後も老朽化した公共施設対策を検討する地方自治体は引き続き増加するため、当社が提案する機会が増えるものと考えております。

大手民間企業からの引き合いも安定的に推移しており、徹底したコスト削減策のみならず、プロジェクト早期立上げ支援や、事業化支援業務といった上流工程からの引き合い案件が増加しています。当社サービスが「発注者支援業務＝明豊のCM」として広く認識され、今後も拡大していく手応えを実感するとともに、顧客からの期待に一つ一つ確実に応える高い緊張感が今まで以上に大切だと考えております。

当社の売上高は顧客との契約形態によって変動するもので、契約形態は顧客がプロジェクト毎に選択可能です。当事業年度は、前事業年度にも増してピュアCM（工事原価を含まないフィーのみの業務委託契約型CM 5頁図1参照）が選択され、アットリスクCM（工事原価を含む請負契約型CM 6頁図2参照）が減少したことにより、当事業年度の売上高は、5,809百万円（前期7,372百万円）へ減少しましたが、利益面に対する影響は殆どありません。

社内で管理する売上粗利益は、前事業年度比で6%上回り、過去最高を記録しました（粗利益 5頁※1参照）。

これらの結果、売上総利益は1,844百万円（前期1,783百万円）、営業利益は633百万円（前期645百万円）、経常利益は593百万円（前期570百万円）、当期純利益は427百万円（前期374百万円）となり、経常利益及び当期純利益について過去最高益を更新しました。

事業のセグメント別の状況は以下のとおりです。

① オフィス事業

日本国内における事業再編の動きは継続しており、事業所移転や統廃合などの需要が継続しております。

当社のCM手法によるPM（プロジェクト・マネジメント）サービスは、移転の可否やワークスタイルの方向性を検討する構想段階およびビルの選定から引越しまでワンストップで支援することが可能であります。大企業におけるグループ企業の統廃合、地方拠点の集約化、また、大規模な新築ビルの竣工時同時入居プロジェクトなど、難易度の高い事業所移転におけるサービスを提供しました。

特に当事業年度は『働き方改革』への関心の高まりから、当社に多くの『働き方改革』に関する構想策定から定着化までの支援依頼があり、ABW（Activity Based Working）について自社で14年の運用実績を有する強みを活かした営業展開が今後継続すると思われま

す。当事業年度のオフィス事業の売上高は、アットリスク型請負契約が減少したことにより2,148百万円（前期3,906百万円）となりました。

② CM事業

労務費や資材の高騰などにより建築費予算超過に悩まれた顧客からの引き合いの他、庁舎等の公共施設、工場や研究所、学校や医療施設等の建設を伴う新規事業のプロジェクト立上げ等、多くの提案機会を得ることができました。

かねてからサービスを提供しておりました「レゴランドジャパン（愛知県名古屋市）」では、外資系企業における大規模テーマパーク建設という新たなCM業務を遂行し、予定通り今春オープンすることができました。

また、大阪府立大学が一般公募した「大阪府立大学学舎整備事業のCM事業者募集（業務期間平成28年度～平成29年度）」にりそな銀行と共同で応募し、7年連続で受注することができ業務を遂行しております。

当事業年度のCM事業の売上高は、2,681百万円（前期2,421百万円）となりました。

③ CREM事業

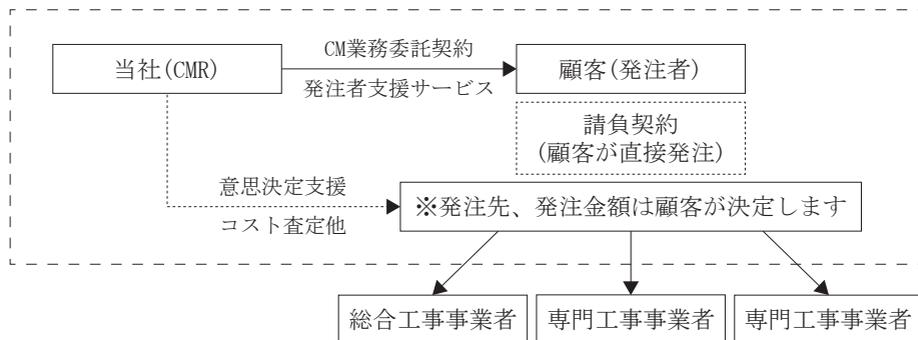
大企業向けを中心に、当社の窓口を一本化して顧客保有資産の最適化をサポートするCREM（コーポレート・リアルエステート・マネジメント）事業については、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）とデジタル活用による情報の可視化やデータベース活用によって、多拠点施設の新築・改修・移転や基幹設備の維持管理支援を行っております。

工事コスト管理や保有資産のデータベース化による資産情報の集中管理、多拠点同時進行プロジェクトを可視化し、進捗状況を効率的に管理するシステム構築など、複数の商業施設や支店等を保有する大企業、金融機関等から継続して依頼を頂いております。

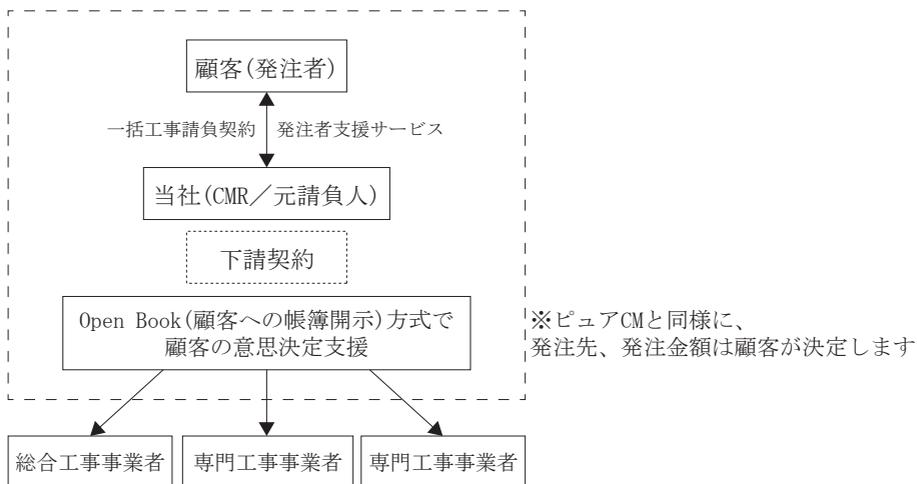
当事業年度のCREM事業の売上高は979百万円（前期1,044百万円）となりました。

※1 粗利益は、受注高（または売上高）から社内コスト以外の原価（工事費等）を差し引いたものです。当社の受注高（または売上高）は、顧客との契約形態（ピュアCM方式とアットリスクCM方式 下記図1、2参照）によって金額が大きく変動するため、社内における業績管理は、この粗利益を用いております。

（図1）ピュアCM方式の契約関係（業務委託契約）は次のとおりであります。当社はマネジメントフィーのみを売上計上します。



(図2) アットリスクCM方式の契約関係(請負契約)は次のとおりであります。当社は完成工事高(マネジメントフィーを含む)を売上計上します。



(2) 設備投資の状況

当事業年度は、業務効率向上を目的とした設備投資を行ったことにより、総額4百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資は、自己資金により充当いたしました。

また、大阪府立大学に対するアットリスクCM方式による売上債権について、当社が金融機関に債権譲渡を行ったことにより1,090百万円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 建設マーケットにおけるCMの普及とマーケットリーダーとしてのブランド価値向上

建設業界においては、一部の建設物価がやや落ち着きを見せ始めましたが、高い需要と人手不足の傾向は続いており、建設プライスは依然として高い水準にあります。発注者のコスト意識は高く、個別のニーズは一層多様化、複雑化しています。このような状況の下、建設プロセスに透明性を求める社会的な関心が高まり、CM普及期に入ってきたとの認識を持っています。

同時に、今後はCMマーケットにおける競争が激化すると想定しており、当社はサービスの方向性をより上流工程に置いて対処致します。社会の変化を見据えながら、顧客事業の目的を正しく理解し、それぞれの顧客がCMに何を求めているかを正確に読み取る事で、構想段階における顧客の意思決定を支援して参ります。

競争の激しいCMの普及期においてマーケットリーダーの地位を確保するためにも、一貫して顧客本位の原点に立つ事が最大の競争優位性であると考えています。一つひとつのプロジェクトで社会的に意義のある仕事を貫き、真に顧客側のプロとして認められる会社を目指し、他社とは異なる当社独自のブランド価値の向上に努めて参ります。

② 生産性の更なる向上と収益力の強化

社会におけるCMの認知度向上と共に、既存顧客から継続して引き合いを頂く事で顧客層が厚くなっております。この5年間は、社員一人当たりの粗利益（5頁※1参照）を向上させながら、平均残業時間を半減させる事ができました。

一方、顧客ニーズは年々多様化、複雑化しており、より高いサービスレベルが求められるようになっていきます。今後も労働生産性の更なる向上と収益力を強化させるためには、マネジメントを重視した組織力の向上と個々の社員の能力的、人間的成長の両方が求められています。

このような状況の下、この4月からの新しい組織は「リーダーが自ら考え、実行する組織」をテーマに編成しました。顧客本位、全社目線、スピード感という共通認識の下、一人ひとりのリーダーが責任を持って会社の運営に関与する体制としています。

このような体制と意識改革を実践しながら、ムダを省く努力を続け、ITインフラやデータベースといった当社独自の経営資源の最大活用と更なる創造の継続により、顧客ニーズへの迅速な対応と社員の業務負荷を抑制する業務プロセスの一層の進化に努めて参ります。

③ 働き方改革へのニーズの一層の高まりへの対応

現政権下で掲げられた「働き方改革」について関心が高まっています。当社のオフィス事業ではICT、AVを活用した「デジタルな働き方の実現」をテーマに20年以上に亘ってフリーアドレス、ペーパーレスをはじめとしたワークスタイル改革の実践及び新しいオフィスの構築による生産性の向上を支援して参りました。

また当社は、14年前から社員一人ひとりのアクティビティを可視化、定量化できるシステムを開発、運用してデータベースを構築し、独自のABW（Activity Based Working）の運用実績を有しております。

これらのデジタル化オフィスの構築とアクティビティの可視化、定量化という他に類を見ない働き方改革実践ノウハウを活用して、顧客企業の課題を支援する事業を開始しており、今後一層の営業活動に努めて参ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度 第 34 期	平成26年度 第 35 期	平成27年度 第 36 期	平成28年度 (当期)第37期
売 上 高	8,245,324千円	8,244,671千円	7,372,038千円	5,809,342千円
当 期 純 利 益	222,893千円	350,159千円	374,063千円	427,189千円
1株当たり当期純利益	19.91円	31.23円	33.26円	37.73円
総 資 産	3,768,861千円	3,713,165千円	4,240,200千円	4,087,306千円
純 資 産	1,817,837千円	2,101,822千円	2,399,602千円	2,804,867千円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
なお、自己株式を控除した株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

① オフィス事業

コンサルティング（ワークスタイル、文書管理、ファシリティ・マネジメント、セキュリティ、ICT、AV）、プロジェクト基本計画策定、オフィス設計・インテリアデザイン及び設備設計、プロジェクト・マネジメント（プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査、引越マネジメント）

② CM事業

コンサルティング（開発、新築、改修、遵法・安全性）、プロジェクト基本計画策定、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、調達方針・計画策定、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント（プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査）

③ CREM事業

自社保有の不動産や資産の管理に対する企業の管財業務に対するコンサルティング、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、CREM業務の中央統制支援、保有資産のデータベース化、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント（プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査）、一部若しくはすべてのアウトソーシング受託

(8) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
162名	6名増

(注) 従業員数は期末就業人員であり、平均臨時雇用者（58名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
(2) 発行済株式の総数 12,725,000株
(自己株式1,264,600株を含む。)
(3) 株 主 数 4,770名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社サカタホールディングス	2,715,400株	23.69%
坂 田 明	511,100株	4.46%
明 豊 従 業 員 持 株 会	317,775株	2.77%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	210,000株	1.83%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	200,300株	1.75%
野 村 勝 朗	200,000株	1.75%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	200,000株	1.75%
坂 田 紀 美 子	190,000株	1.66%
中 山 高 徳	182,600株	1.59%
松 村 孝 一	155,000株	1.35%

(注) 持株比率は自己株式（1,264,600株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	平成28年6月23日 取締役会決議	平成28年6月23日 取締役会決議
発行日	平成28年7月11日	平成28年7月11日
新株予約権の発行価格	193円	275円
役員保有状況（注）	776個（4名）	216個（4名）
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 77,600株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 21,600株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使時に払い込みをすべき金額	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年7月12日から 平成28年7月11日まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
新株予約権の行使条件	(1) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、役員としての職務の内容又はその地位が激変したと認められるときは、常勤取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
	(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はこれを行てできないものとする。
	(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	(3) 当社の平成29年3月期における経常利益（株式報酬型ストック・オプションBタイプ及びCタイプの業績条件判定前の金額）（「判定前経常利益」という。）が下記イ若しくはロに掲げる金額以上となった場合、割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数（1個未満の端数切り捨て）を行てすることができる。 イ 判定前経常利益が5億3,780万円以上となった場合 行使可能割合：50% ロ 判定前経常利益が5億7,000万円以上となった場合 行使可能割合：100%
		(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 社外取締役（監査等委員）は新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	平成28年6月23日 取締役会決議
発行日	平成28年7月11日
新株予約権の発行価格	275円
従業員の保有状況	1,584個 (173名)
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 158,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時に払い込みをすべき金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
新株予約権の行使条件	<p>(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はこれを行行使できないものとする。</p> <p>(3) 当社の平成29年3月期における経常利益（株式報酬型ストック・オプションBタイプ及びCタイプの業績条件判定前の金額）（以下「判定前経常利益」という。）が下記イ若しくはロに掲げる金額以上となった場合、割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数（1個未満の端数切り捨て）を行行使することができる。 イ 判定前経常利益が5億3,780万円以上となった場合 行使可能割合：50% ロ 判定前経常利益が5億7,000万円以上となった場合 行使可能割合：100%</p> <p>(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
坂田 明	代表取締役社長	
大貫 美	代表取締役専務	マーケティング本部、安全衛生推進本部、デザイン部、PM本部
大島 和男	常務取締役	経営企画本部
木内 芳夫	取締役	技術本部
水野 辰哉	社外取締役 (監査等委員)	
志賀 徹也	社外取締役 (監査等委員)	
小須田 明子	社外取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 社外取締役 水野辰哉氏、志賀徹也氏及び小須田明子氏については、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 事業年度中に退任した役員

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
専務取締役	吉川 剛史	経営企画室	平成29年2月28日
取締役	内山 伸一	—	平成28年6月23日
監査役	青木 達雄	—	平成28年6月23日
監査役	水野 辰哉	—	平成28年6月23日
監査役	原田 克治	—	平成28年6月23日

- (注) 1. 取締役内山伸一氏、監査役青木達雄氏、同水野辰哉氏及び同原田克治氏は、平成28年6月23日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社への移行に伴う任期満了により退任いたしました。
2. 専務取締役吉川剛史氏は、平成29年2月28日に取締役を辞任いたしました。
3. 監査役水野辰哉氏は、平成28年6月23日開催の第36期定時株主総会にて監査等委員である取締役に就任いたしました。

(3) 当事業年度末日後の取締役の地位の異動

氏名	異動後の会社における地位
坂田 明	代表取締役会長
大貫 美	代表取締役社長

(注) 平成29年4月1日付で異動がありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 (監査等委員を除く)	6名	118,277千円	(うち社外1名)	1千円
取締役 (監査等委員)	3名	6,750千円	(うち社外3名)	6,750千円
監査役	3名	3,710千円	(うち社外3名)	3,710千円

- (注) 1. 上記には、平成28年6月23日開催の第36期定時株主総会終結をもって退任した取締役1名と監査役3名が含まれております。また、当該事業年度中に辞任した取締役1名が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、平成28年6月23日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして取締役4名に付与した新株予約権19,382千円(報酬等としての額)を含んでおります。
3. 当社は、平成28年6月23日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
4. 監査役に対する報酬の額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬の額は、当該移行後の期間にかかるものであります。
5. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
6. 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しております。各社外取締役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査等委員会で決定した基準に従い算定しております。
7. 取締役、監査役の報酬の額には、当該事業年度中に計上した役員退職慰労金繰入額(取締役3,897千円、監査役170千円)を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

- 1 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- 2 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- 3 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
水野辰哉	社外取締役	監査等委員就任前開催の取締役会には、監査役として全6回、就任後開催の取締役会には、全18回に出席し質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。また就任前の監査役会には全3回出席し、就任後の監査等委員会には、全10回に出席し、監査役及び監査等委員としての取組みにつき意見交換を行い、各会議において、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。
志賀徹也	社外取締役	監査等委員就任後開催の取締役会には、全18回中17回に出席し質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。また、監査等委員会には、就任後の全10回に出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。
小須田明子	社外取締役	監査等委員就任後開催の取締役会には、全18回に出席し質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。また、監査等委員会には、就任後の全10回に出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

11,700千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

11,700千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると判断された場合、監査等委員会による解任のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分又は監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理体制、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を確保するため、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定め、体制を構築しております。その概要は次の通りであります。

- 1 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 全取締役が法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成し、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。
 - ② 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成し、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。
- 2 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - ② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。
 - ③ 前2項に係る事務は、経営企画本部担当取締役が所管する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。
 - ② 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
 - ③ 内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。
 - ④ 内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

- 4 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
 - ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。
- 5 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。
- 6 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会から事務局の設置を要請された場合には、監査等委員会の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。
- 7 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ② 監査等委員会付き使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。
- 8 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査等委員に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととする。
 - ② 監査等委員の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員に係る業務を優先して従事するものとする。
- 9 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
 - ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内申請書等監査等委員から要求された会議議事録等の内容
- 10 監査等委員への報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員は、取締役会及びその他業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる体制になっています。
 - ② 取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査等委員に報告することとしています。
 - ③ 上記の報告体制に関する実効性を確保するため、社内規程等に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知いたします。
 - ④ 当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査等委員に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底いたします。
- 11 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
- 12 その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は内部監査室と監査計画を協議すると共に、内部監査室の監査結果並びに指摘及び提言事項等について協議を行う等密接な情報交換を行う。また、監査等委員は会計監査人とも密接な連携を行う。
 - ② 代表取締役社長と監査等委員は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社の取締役会は、取締役7名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査等委員が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から審議に加わり、意見を述べるとともに、経営の監視を行っております。

また、社外取締役は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、監査等委員の職務を補助する使用人と共に、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(2) 剰余金の配当等に決定に関する方針

当社では、将来の事業発展と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対して安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としております。また配当性向は33%程度を基準とし、財政状態、利益水準などを総合的に勘案したうえで利益配当を行っております。

当社では、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年3月31日を基準日とする剰余金の配当を下記の通り行うことについて決議しました。

	決定額
基準日	平成29年3月31日
1株当たりの配当金	12円50銭
配当金総額	143,255,000円
効力発生日	平成29年6月28日
配当原資	利益剰余金

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率も表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	【3,759,279】	流動負債	【821,555】
現金及び預金	1,512,232	工事未払金	180,299
完成工事未収入金	2,035,764	買掛金	3,084
売掛金	4,886	未払金	55,845
未成工事支出金	43,366	未払費用	80,639
前払費用	48,699	未払法人税等	120,252
繰延税金資産	112,581	未払消費税等	48,419
その他	1,749	未成工事受入金	8,041
固定資産	【328,026】	預り金	26,786
有形固定資産	(39,327)	賞与引当金	298,186
建物	18,538	固定負債	【460,883】
工具器具備品	20,789	退職給付引当金	261,041
無形固定資産	(16,916)	長期未払金	199,841
ソフトウェア	14,099	負債合計	1,282,439
電話加入権	1,467	純資産の部	
特許権	1,349	株主資本	【2,739,718】
投資その他の資産	(271,782)	資本金	534,192
投資有価証券	3,725	資本剰余金	371,524
長期前払費用	3,855	資本準備金	340,514
繰延税金資産	150,188	その他資本剰余金	31,009
敷金	84,069	利益剰余金	2,005,787
差入保証金	29,943	利益準備金	6,159
		その他利益剰余金	1,999,627
		別途積立金	300,000
		繰越利益剰余金	1,699,627
		自己株式	△ 171,784
		新株予約権	【65,148】
		純資産合計	2,804,867
資産合計	4,087,306	負債純資産合計	4,087,306

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	2,566,074	
マネジメントサービス料収入	3,225,720	
そ の 他 売 上 高	17,546	5,809,342
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	2,403,188	
マネジメントサービス料原価	1,545,978	
そ の 他 売 上 原 価	15,355	3,964,523
売 上 総 利 益		1,844,819
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,211,564
営 業 利 益		633,255
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	278	
未 払 配 当 金 除 斥 益	312	
そ の 他	178	770
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	289	
売 上 債 権 売 却 損	39,934	40,224
経 常 利 益		593,800
税 引 前 当 期 純 利 益		593,800
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	197,930	
法 人 税 等 調 整 額	△31,319	166,610
当 期 純 利 益		427,189

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	534,192	340,514	12,627	353,142	6,159	300,000	1,385,452
当 期 変 動 額							
新株予約権の行使			18,382	18,382			
剰余金の配当							△113,015
当期純利益							427,189
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	18,382	18,382	—	—	314,174
当 期 末 残 高	534,192	340,514	31,009	371,524	6,159	300,000	1,699,627

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	1,691,612	△193,395	2,385,551	14,050	2,399,602
当 期 変 動 額					
新株予約権の行使		21,610	39,992		39,992
剰余金の配当	△113,015		△113,015		△113,015
当期純利益	427,189		427,189		427,189
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				51,097	51,097
当 期 変 動 額 合 計	314,174	21,610	354,167	51,097	405,265
当 期 末 残 高	2,005,787	△171,784	2,739,718	65,148	2,804,867

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具器具備品 3～10年

(2) 無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与の支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

1-4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

1-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、区分掲記しておりました流動資産の「短期貸付金」(当事業年度850千円)は金額の重要性が乏しいため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社の役員退職慰労引当金について、従来、内規に基づき算出した支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成28年6月23日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各役員の退任時(常勤取締役が非常勤取締役となるなど、役員としての地位や分掌の内容が激変して、実質的に退職したと同様の事情となる場合を含める。)に打ち切り支給することを決議いたしました。

これに伴い、当事業年度において「役員退職慰労引当金」203,221千円を全額取り崩し、固定負債の「長期未払金」として計上しております。

(売上債権売却損の会計処理)

大阪府立大学と「学舎整備事業」に関して締結する契約書及び覚書において、平成28年度学舎整備事業分から一部の内容に変更がありました。これに伴い売上債権売却損の位置づけが変更となっております。これにより、平成28年度契約分から従来損益計算書の営業外費用に計上していた売上債権売却損を売上原価に含めて計上しております。

この結果従来の方法と比べて、売上総利益及び営業利益が2,830千円減少しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

119,120千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数
 普通株式 12,725,000株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 1,264,600株
- (3) 配当に関する事項
 ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	113,015	10.0	平成28年3月31日	平成28年6月24日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	143,255	12.5	平成29年3月31日	平成29年6月28日

- (4) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)
第4回②新株予約権	普通株式	86,000
第4回③新株予約権	普通株式	18,000
2016年度新株予約権(Aタイプ)	普通株式	77,600
2016年度新株予約権(Bタイプ)	普通株式	21,600
2016年度新株予約権(Cタイプ)	普通株式	158,400
合計		361,600

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、長期未払金の否認等であります。

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、自己資金と銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売上債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は非上場株式であり、定期的に決算書を入力し、財務状況の検討を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	1,512,232	1,512,232	—
(2) 完成工事未収入金	2,035,764	2,035,764	—
(3) 売掛金	4,886	4,886	—
(4) 工事未払金	(180,299)	(180,299)	—
(5) 買掛金	(3,084)	(3,084)	—
(6) 未払金	(55,845)	(55,845)	—

(※) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金、(3) 売掛金、(4) 工事未払金、(5) 買掛金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券のうち、非上場株式(貸借対照表計上額3,725千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

また、敷金(貸借対照表計上額84,069千円)及び差入保証金(同計上額29,943千円)については、回収期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	239円06銭
1株当たり当期純利益	37円73銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月12日

明豊ファシリティワークス株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 山村浩太郎 ㊟

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 千保有之 ㊟

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 新藤弘一 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明豊ファシリティワークス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

明豊ファシリティワークス株式会社 監査等委員会

監査等委員 水野辰哉 ㊞

監査等委員 志賀徹也 ㊞

監査等委員 小須田明子 ㊞

(注) 監査等委員水野辰哉、志賀徹也及び小須田明子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査等委員会は、各候補に関して、当事業年度における業務執行状況および業務等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	サカタ アキラ 坂田 明 (昭和17年7月30日生)	昭和55年9月 当社設立 代表取締役社長 昭和62年3月 当社代表取締役社長 退任 昭和63年3月 当社代表取締役社長 就任 平成18年6月 当社代表取締役会長 平成19年6月 当社取締役会長 平成21年3月 当社代表取締役会長 平成21年4月 当社代表取締役社長兼会長 平成24年6月 当社代表取締役社長 平成29年4月 当社代表取締役会長（現任）	511,100株
2	オオスキ ヨシ 大 貴 美 (昭和39年6月12日生)	平成9年7月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員マーケティング部長 平成15年10月 当社取締役マーケティング部長兼執行役員 平成18年6月 当社常務取締役マーケティング部長 平成22年4月 当社常務取締役営業本部長 平成23年2月 当社常務取締役営業本部長兼安全衛生推進本部長 平成23年4月 当社常務取締役マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長 平成26年4月 当社代表取締役専務マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長 平成28年4月 当社代表取締役専務マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長兼PM本部長 平成29年4月 当社代表取締役社長（現任）	63,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	オオシマ カズオ 大島 和男 (昭和41年12月18日生)	平成12年12月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員経営企画部長 平成16年6月 当社取締役経営企画部長兼執行役員 平成21年4月 当社取締役経営企画本部長兼執行役員 平成21年10月 当社常務取締役経営企画本部長兼執行役員 平成25年1月 当社常務取締役管理本部長兼執行役員 平成26年4月 当社常務取締役社長室長兼管理本部長兼執行役員 平成29年3月 当社常務取締役兼経営企画本部長兼執行役員(現任)	60,000株
4	キウチ ヨシオ 木内 芳夫 (昭和30年7月28日生)	平成18年8月 当社入社 平成20年4月 当社CM事業部設計部長 平成22年4月 当社執行役員技術本部副本部長兼建築技術部長 平成23年4月 当社執行役員建築技術部長 平成24年6月 当社取締役技術本部長兼執行役員 平成29年4月 当社取締役第二事業本部長兼執行役員(現任)	20,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成29年3月31日現在のものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、平成28年6月23日開催の第36期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内と致します。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

当社は対象取締役に、(1) 退任時に権利行使可能な株式報酬型ストック・オプション（Aタイプ）、(2) 在任中に権利行使可能な株式報酬型ストック・オプション（Bタイプ）の2種類のストック・オプションを導入しておりますが、本議案が承認可決されることを条件に、Aタイプのストック・オプションにつきましては、今後、新株予約権の新たな発行は行わないことと致します。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における上場金融商品取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあつては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任（常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、取締役としての職務の内容又はその地位が激変し、取締役の地位を実質的に喪失したと認められるときを含む。以下同じ。）した場合には、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと（ただし、常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、取締役としての職務の内容又はその地位が激変し、取締役の地位を実質的に喪失したと認められるときを除く。）を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限期間の開始日から対象取締役が取締役の地位を退任した日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該地位の退任後において、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

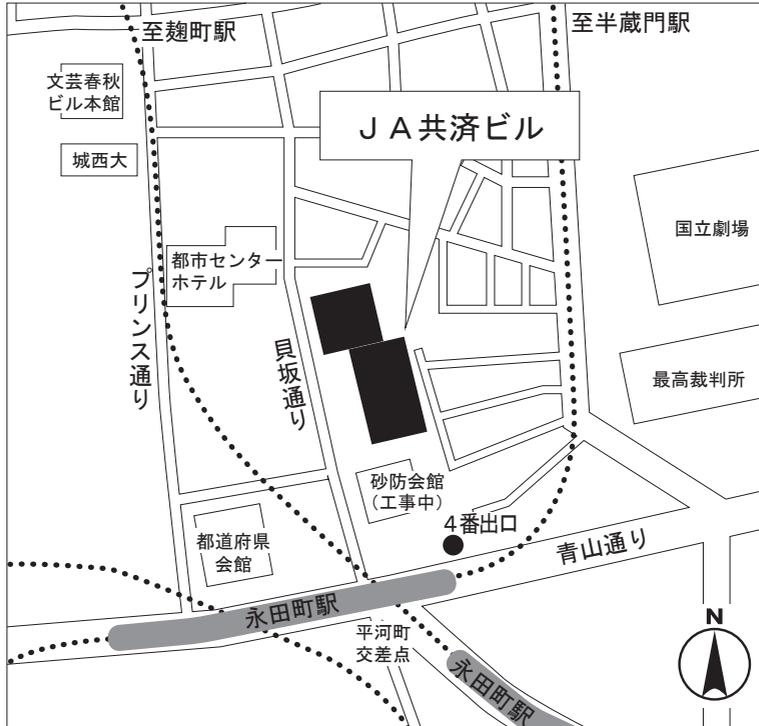
上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

株主総会会場ご案内図



【会 場】

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番9号
J A 共済ビル 1 F カンファレンスホール
TEL : 03-3265-8716 (代)
FAX : 03-3265-8719
ホームページ : <http://www.jankb.co.jp/>

【最寄駅交通案内】

東京メトロ有楽町線、半蔵門線、南北線「永田町駅」4番出口 徒歩2分
施設内に有料駐車場(地下1階)はありますが、台数・営業時間等に制限がございますので、できるだけ公共機関をご利用下さい。
なお、駐輪場はございません。

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。